

事 務 連 絡
平成 25 年 11 月 29 日

各都道府県税務担当課・市区町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

地方税の滞納処分に係る係争事例について

標記について、去る 11 月 27 日、広島高等裁判所松江支部において、「滞納処分取消等請求控訴事件」（平成 25 年（行）第 7 号）の判決が言い渡されたところですが、鳥取県から本件に係る概要について情報提供がありました（別紙 1 参照）ので、お知らせいたします。

また、本件に関連する国会質疑の議事録（平成 25 年 4 月 15 日 衆議院予算委員会第二分科会）をお送りします（別紙 2 参照）ので、併せて事務の参考としてください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市(区)町村に対しても、この旨お伝え願います。

担当：総務省自治税務局企画課
天利企画官、今道係長
連絡先 03-5253-5658

<判決：広島高等裁判所松江支部>

主文

- 1 控訴人が被控訴人の滞納に対して行った 130,073 円の配当処分の取消請求及び無効確認請求を却下する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、13万円（児童手当としての入金相当分）を支払え。
- 3 被控訴人の慰謝料及び弁護士費用の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて10分の1を控訴人、その余を被控訴人の負担とする。

【判決の概要】

- ・ 差押・配当処分の取消しについては、訴えの利益がないと認定し、却下。
- ・ 本件口座に児童手当が振り込まれると認識した上での差押えと認定。
- ・ 預金債権のうち13万円については、児童手当の属性を承継し、差押処分が児童手当法第15条に違反していると認定。
- ・ 最高裁判例に則り執行した差押処分であり、不法行為を構成する故意、過失はないと認定。
→損害賠償請求を棄却
- ・ 生活困窮者と県が認識できた事情は見出せない。
- ・ 県の訴訟費用の負担割合 →1割（原審では7割）

<預金債権のうち13万円に対する裁判所の判断>

以下の事実に基づき、児童手当の差押えと同等と判断

- ① 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたと認定
- ② 児童手当振込時間と処分執行時間との近接性
- ③ 預金残高に占める児童手当の構成比

【控訴審の概要】

- 1 控訴人（被告） 鳥取県
- 2 被控訴人（原告） 鳥取市 個人

3 主な控訴理由

- 原判決は、本件預金債権が差押禁止財産に該当すると解すべき事情は見出しがたいとしながら、本件差押処分等を違法と判断しており、**最高裁判例**（平成10年2月10日）を踏襲したものとなっていないこと。
- 本県をはじめとする自治体の税務行政はもとより金融機関等の民間取引に**法的安定性を欠く**こと。
- 原判決の根拠を構成する種々の事実認定に**事実誤認が認められる**こと。

4 控訴審の経過

- H25. 3.29 第1審判決言渡し（鳥取地裁）
H25. 4.12 控訴（広島高裁松江支部）
H25. 9.18 第1回口頭弁論（新たな証人尋問請求は却下）→結審
H25. 11.27 判決言渡し

【原判決の主文】

- 1 被告が原告の滞納に対して行った130,073円の配当処分を取り消す。
- 2 被告は原告に対し、130,073円を返還すること。
- 3 慰謝料200,000円（請求額1,000,000円）、弁護士費用50,000円（請求額100,000円）及びそれらに対する平成20年6月11日（差押時点）から支払時まで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 本件訴えのうち、預金差押処分の取消しを求める訴えに係る部分は却下する。
- 5 訴訟費用は、原告3、被告7の割合で負担する。

平成25年4月15日 衆議院予算委員会第二分科会議事録(抜粋)

○佐々木(憲)分科員 地方自治体による滞納処分が余りにも乱暴だということで、私は今までも国会で取り上げてきたことが幾つかあります。

例えば、その一つが、個人事業税等の滞納処分として、これは鳥取県の例ですけれども、児童手当13万円が入金された直後に銀行口座をばっと県当局が差し押さえたという事件なんです。この事件では、納税者の方が鳥取県を訴えて、3月29日に鳥取地裁で判決がありました。その判決の内容を簡潔に説明していただけますか。

○株丹政府参考人(自治税務局長) 3月29日に、今委員御指摘がございました、鳥取地方裁判所で判決がございました。

鳥取県から聞き取り等をいたしましたところでございますけれども、鳥取市に在住をいたします男性が、鳥取県、具体的には東部総合事務所長の名前でございますけれども、鳥取県が県税の滞納処分として執行いたしました預金債権の差し押さえ、それから取り立て処分、滞納県税への充当処分の無効確認または取り消しを求めた事案でございます。

3月29日に鳥取地方裁判所が出しました内容でございますけれども、被告である鳥取県が原告の滞納に対して行いました13万73円の配当処分を取り消し、被告である鳥取県は原告である男性に対しまして同額を返還するよう命じたものというふうに承知してございます。なお、鳥取県は4月12日に控訴をされたものと承知してございます。

[中略]

○佐々木(憲)分科員 児童手当が入金される日に、手当相当額しか残金のない銀行口座を差し押さえる、つまり、差し押さえ禁止債権の入金を狙い撃ちするような差し押さえ処分はすべきではないというのが財務大臣の見解でもあり、これは総務大臣の見解と同じだと思いますが、総務大臣に確認をしておきたいと思えます。

○新藤国務大臣 まず、鳥取の事案については係争中であります。したがって、我々総務省は係争当事者ではありませんし、具体的コメントは差し控えたい、このように思うんです。

そして、その上で、委員がかつて御質問された、また、与謝野金融大臣が当時、2009年に財金委員会で御答弁されたこと、それは、今、国税の方からありましたように、差し押さえ禁止債権としての属性の問題、それについて、法律上は差し押さえが禁じられていない、こういう法律の解釈がございまして、これは私は同じ考えであります。

また、一方で、滞納者の個別具体的な実情を踏まえ、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは執行を判断しなくてはならない。地方公共団体が適切に行う必要がある、このようにおっしゃった与謝野大臣の考えについては、私も同じように考えてお

ります。

○佐々木（憲）分科員 簡単に言いますと、預金口座に10円ぐらいしかお金がないときに児童手当がぼんと入った、それを滞納処分だと言ってごっそり差し押さえてしまうのはやっではないませんかよというのが、総務大臣のお答えであり、また財務大臣のお答えでもあったということであります。

〔中略〕

差し押さえの結果、子供が栄養がとれなくなったり、修学旅行にも行けなくなったりということ、こういうことは決してやっではないと私は思います。総務大臣、どういう感想をお持ちでしょうか。

○新藤国務大臣 まず、これは整理しなきゃいけないと思うんです。

まず第一に、鳥取の事案については、今委員のお話を聞く中のことにつきましては同情すべき点がある、このように思います。しかし、私は、個別また詳細のことを全て承知しているわけではありません。そして何よりも、総務省は訴訟の当事者ではありませんから、その個別のケースについてのコメントというのは、これは私は言うべきではないし、できないということであります。

一方で、与謝野大臣の発言は、国税を所管し、かつ課税徴収を執行する、そういう機関として、これは国務大臣、財務大臣の御発言であるというふうに理解しています。

しかし一方で、地方税においては、これは課税徴収に当たる当局というのは地方公共団体になります。ですから、私どもとすれば、地方税法に基づいて適切な対応がされることを期待しておりますし、そういったことを見ているということでもあります。

その上で、さらに、委員がおっしゃったようなことで確認をしなきゃならないんですけども、差し押さえ禁止財産である児童手当が銀行口座に振り込まれた後においては、その性格は預金に転化するものであるもので、法律上、差し押さえは禁じられていないものと解される、これは平成10年2月の最高裁の判例であります。一方で、地方税法は、先ほども申しましたが、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は、滞納処分の執行を停止できることもあります。

ですから、そういったもの、中には、生活困窮している者がいる一方で、これもケースではありますが、日々の生活資金が不足はしているものの、土地や自動車などの売却可能な資産を有しているような方もいらっしゃるというような例も聞いております。

ですから、個々の滞納者の実態を踏まえて、まず地方公共団体、徴収団体、当事者として適切な措置をとられるように私としては期待をしたい、このように考えるわけでありませぬ。

○佐々木（憲）分科員 国税法も地方税法も、徴収の原理は同じでございます。徴収の主体が自治体なのか、それとも国であるか、こういう違いがあるだけなんですね。

〔中略〕

ですから、今、総務大臣がおっしゃったのは、具体例については、それは判断しなきゃなりません。しかし、この基本原則というものは国も地方も同じなんです。この点は確認しておきたいと思うんです。

○新藤国務大臣 まさにそこからのことになりますと、今、地裁での判決が出た、それで高裁に控訴されたわけでありますね。ですから、そういった司法の場での今争いがあるって、それはそれで、主張をされていらっしゃる方はきちんとした自分の思いを訴えていただければいいと思いますし、これは司法の場で判断をされるものだ、このように思います。

○佐々木（憲）分科員 これは、総務大臣としては、自治体の側の肩を持ったと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、国の大臣として、与謝野大臣とまた違う見解をお持ちなんですか。原理原則を私は確認したんですけれども、そこは違う、そういうことなんですか。

○新藤国務大臣 先ほども申し上げましたが、与謝野大臣は、国税の担当をされている方としてのコメントであります。私たちは、この課税は地方公共団体に権限があるということでありまして、その差があるということを申し上げているのであります。ただ、精神として、適切な運用をなされること、これは大いに期待をしているところでございます。

○佐々木（憲）分科員 〔中略〕

児童手当などの差し押さえ禁止の法令上の規定が実質的に無効になってしまうということになりますから、原理原則はこういうことなんですよという、そこをやはり総務省あるいは総務大臣としても地方自治体の当局に徹底することが非常に大事ではないかというふうに思いますので、大臣の見解をお伺いしておきたいと思います。

○新藤国務大臣 その点は、私は委員と問題意識を共有したいと思います。

そして、我々も、そういったことで、全国の税務担当の課長会議ですとか、いろいろなレベルで幾つかの会議があります、その中で、きちんとそのことは発言を明確にしております。

滞納者に対する厳正な対処をすべきであることと、あわせて、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、それはその執行を停止することができることとされており、各団体においてはその趣旨を踏まえて対応する必要がある。個別具体的な実情を十分に把握した上で、そうした点を踏まえ、税務当局において適切に判断していただきたい。これはきちんとした形でお伝えもしておりますし、我々の法律における立場と現場の実態とが合うように、これは徹底するように働きかけて、また心がけていきたい、このように思います。〔以下、略〕